

船舶事故調査報告書

平成28年10月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	操縦者死亡
発生日時	平成28年3月13日 11時30分ごろ
発生場所	熊本県宇城市萩尾溜池 うきはぎおため ただけ 高嶽山四等三角点から真方位156°900m付近 （概位 北緯32°39.2′ 東経130°43.6′）
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、操縦者が落水し、死亡した。
事故調査の経過	平成28年3月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての操縦者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A ミニボート（船名なし） なし、個人所有 3.27m×1.10m×0.35m、軽合金 電動船外機、1.5kW未満、不明
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 38歳 操縦免許 なし
死傷者等	死亡 1人（操縦者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好、気温 約16℃ 水象：水面 平穏、水温 約12℃
事故の経過	A船は、操縦者1人が乗船し、萩尾溜池で開催される釣り大会に参加する目的で、平成28年3月13日07時ごろから他の参加者と共に同溜池の南西部の駐車場付近の岸から出発し、ブラックバス釣りを始めた。 操縦者は、バッテリーで駆動する電動船外機を船首部に固定してA船の中央部に置いた高さ約0.5mの脚立に腰を掛け、釣りざおを出して、時々、船外機の遠隔操作ペダルを片足で操作しながら釣り場を移動していた。 操縦者の友人（以下「友人B」という。）は、自身が所有するボート（以下「B船」という。）に1人で乗船し、釣り仲間1人を乗せ、萩尾溜池の南岸付近で船首を東方に向けて釣りをしていたところ、11時28分ごろ同溜池内の北東部から南西進するA船を認め、A船がB船の北

	方20m付近を通過する際、操縦者と言葉を交わした。 友人Bは、釣りを続けていたところ、11時30分ごろあっという声とポチャッという音を聞き、後方を振り返って見ると、B船の西方100m付近で落水して手をばたばたさせている操縦者を認めた。 友人Bは、直ちに救助に向かい、11時32分ごろ操縦者のところに到着し、A船が、操縦者の近くを時計回りに旋回しているところを認めたので、操縦者に接触しないよう、B船をA船に近づけてA船をつかみ、バッテリーからケーブルを抜いてA船を停止させた。 操縦者は、A船の西方100m付近で釣りをしていたミニボート及びB船の乗船者によりB船上に引き揚げられ、B船で陸上まで運ばれた。 操縦者は、釣り大会の参加者が119番通報し、救急車が到着するまで仲間による救命処置が行われたが、心肺停止状態で病院に搬送され、14時11分ごろ溺死と検案された。 A船は、他の友人（以下「友人C」という。）のボートに横抱きにされて出発地に戻され、そののち陸に揚げられた。 （付図1 事故発生場所概略図、写真1 A船①、写真2 A船②参照）
その他の事項	友人Bは、A船を停止させようとしてA船に近づいたとき、水面に浮いて意識がない状態の操縦者を認めた。 A船の遠隔操作ペダルは、左側面上部に速度設定スイッチ（低速又は高速）が、左側面中央部にトグルスイッチ（モータの作動方法を選択するための切替スイッチで、自動モード、通常モード及び緊急モードの3段階）が、右上部にマイクロスイッチ（トグルスイッチが通常モード及び緊急モードの時にスイッチを踏むとモータが回転し、自動モードではスイッチを踏まなくても設定した速度でモータが回転し続ける）があり、速度設定スイッチ及びトグルスイッチは、手で操作するようになっていた。 また、遠隔操作ペダルを前後にシーソー式に傾けることで、方向転換する仕組みとなっていた。 友人B及び友人Cは、本事故後、A船の遠隔操作ペダルの速度設定スイッチが高速に、トグルスイッチが自動モードにそれぞれ設定されていたことを認めた。 友人Bは、A船の遠隔操作ペダルの速度設定スイッチ及びトグルスイッチの設定状況を見て、操縦者が、A船の移動を終えて速度設定スイッチを低速に設定する前に釣りを始め、何らかの拍子に足がトグルスイッチに当たって自動モード設定となり、A船に急激な動きを生じてバランスを崩し、落水したのではないかと思った。 操縦者は、長袖の上着にウインドブレーカーのズボンを着用していた。 操縦者は、自動膨張タイプのベルト式救命胴衣を着用していたが、

	本事故時、同救命胴衣が膨張していなかった。 操縦者の救命胴衣は、購入してから２年経過していなかった。 操縦者は、泳げなかった。 (写真３ 電動船外機、写真４ 遠隔操作用ペダル 参照)
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	不明 不明 なし 操縦者は、溺死した。 A船は、遠隔操作用ペダルの速度設定スイッチが高速に、トグルスイッチが自動モードにそれぞれ設定されていたことから、萩尾溜池において、操縦者が、A船の移動を終えて速度設定スイッチを低速に設定する前に釣りを始め、何らかの拍子に足がトグルスイッチに当たって自動モード設定となり、A船に急激な動きを生じてバランスを崩し、落水したものと考えられるが、目撃者がいないことから、落水した状況を明らかにすることはできなかった。 操縦者は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。 本事故時、操縦者が着用していた自動膨張タイプのベルト式救命胴衣が膨張しなかった状況については明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、A船が、萩尾溜池において、操縦者が落水したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・電動船外機の遠隔操作用ペダルを装備したミニボートなどで釣りをを行う際は、ボートの移動を終えたら、速度設定スイッチを低速に設定してから釣りを始めることが望ましい。 ・自動膨張式の救命胴衣は、定期的に整備点検を行うことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図



写真1 A船①



写真2 A船②

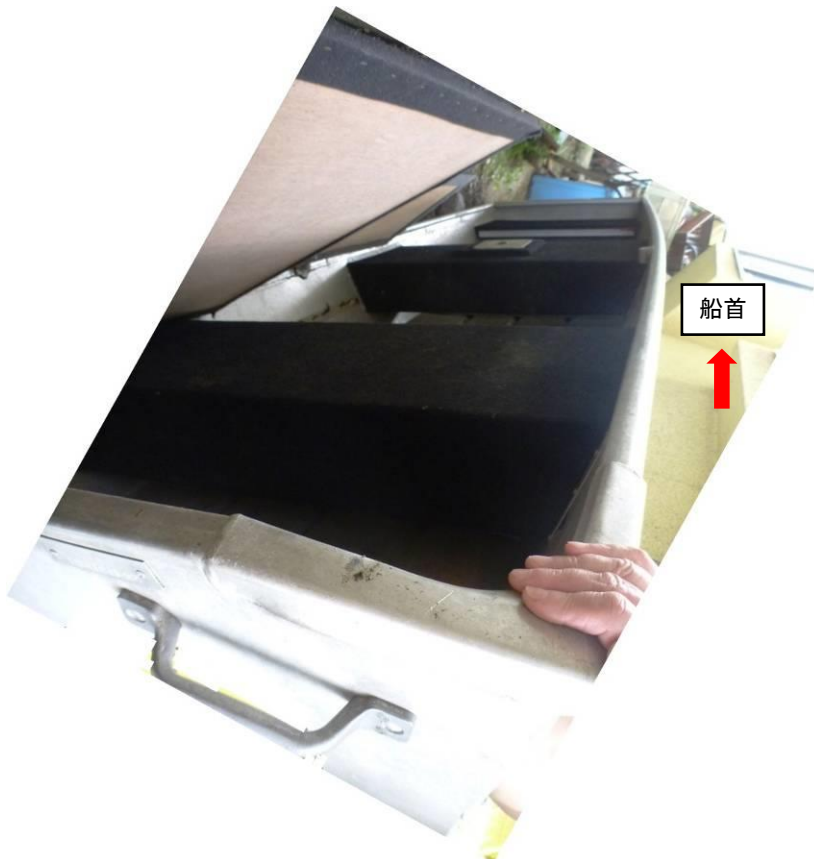


写真3 電動船外機



写真4 遠隔操作ペダル

